

令和4年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年6月8日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年6月8日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	社会教育課長	松浦 博

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 豊 久 議 会 書 記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

- 議案第43号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第44号 森町名誉町民の選定について
- 議案第45号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 森町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第47号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 令和4年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 太田川原野谷川治水水防組合の解散について
- 議案第52号 建設工事変更請負契約の締結について

< 議事の経過 >

議 長	<p>(中根幸男 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年6月森町議会定例会を開会します。</p> <p>発言の際には、マスクを着用して着座のまま発言してください。</p> <p>また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようお願いいたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>ここで、お諮りします。</p> <p>森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。</p>
-----	--

議 長

新型コロナウイルス感染症対策のため、本定例会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、6番岡戸章夫君及び7番加藤久幸君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

議 長

したがって会期は、本日から6月27日までの20日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「令和3年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「令和3年度森町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、「令和3年度周智郡土地開発公社決算及び令和4年度事業計画・予算について」、以上、4件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第43号「森町固定資産評価審査委員会委員の選

任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第43号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年7月から3期9年にわたり、森町固定資産評価審査委員会委員としてご活躍されました杉浦茂氏が、本年7月14日の任期満了をもって退任の意向を示されましたので、後任に中村克宏氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

森町固定資産評価審査委員会の職務は、固定資産台帳に登録された価格に対する不服について、納税者から審査の申し出があった場合に、委員3人で合議体を構成し、町長とは独立した中立的な立場から審査及び決定することです。

中村克宏氏は、経歴書のとおり、長年にわたり静岡地方法務局に勤務され、経験と知識が豊富な方で、誠実かつ真面目な人柄であり、地方税法に定める委員の兼職禁止事項及び欠格事項に抵触いたしませんので、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和4年7月15日から令和7年7月14日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (中 根 幸 男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第43号を採決します。

議 長 本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)
(中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第43号は、同意することに決定しました。
日程第5、議案第44号「森町名誉町民の選定について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)
議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 町長、太田康雄君。
(太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第44号「森町名誉町民の選定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年3月に制定しました森町名誉町民条例に基づき、杭迫柏樹氏を森町名誉町民に選定することについて、議会の同意をお願いするものであります。

杭迫柏樹氏は、森町に生まれ、現在は京都府にお住まいです。書家として広く活動をされ、これまでに作品に対して日本芸術院賞などを受賞され、功績に対して旭日小綬章などを受章されるなど、文化の進展に活躍されております。さらに、日展名誉・特別会員を始め、日本書芸院名誉顧問などの要職を務められております。また、杭迫氏は故郷である森町を愛し、本町においても個展の開催や書の寄贈、講演等の活動をされており、町の教育文化の発展に多大なる貢献をされ、町として、森町合併50周年記念式典及び60周年記念式典において善行表彰をしております。杭迫氏のこれまでの活躍は、町内外に広く知られており、森町への貢献度

が高く、町民から深く尊敬されております。

以上のことから、杭迫氏の活躍や町に対する貢献は、森町名誉町民の称号を贈り、顕彰するに値するものと考え、提案するものであります。

なお、去る5月10日に森町名誉町民選考委員会を開催し、杭迫氏を森町名誉町民に選定することについて諮問し、慎重なご審議をいただいた結果、全会一致をもって認めるとの答申をいただいております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(中根 幸男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 杭迫柏樹氏を森町名誉町民として選定されるということで、私も大変素晴らしい方だと思っておりますし、沢山の賞を受賞されていますし、また役職もたくさん就かれていて、町内でも色んなところに文字を見ることができて、素晴らしいなと思っております。

この5月10日の選考委員会において、満場一致であったということですがけれども、例えばこのような意見が出たとか、こういう点はどうかというような意見や質問があったなら教えていただきたいなと思います。私は、全面的に杭迫柏樹さんの名誉町民の選定は賛成ですがけれども、何か異論等、質問があったなら教えていただきたいなと思います。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

森町名誉町民選考委員会につきましては、先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、5月10日に開催をいたしました。その選考委員会では、委員全員にご発言をいただきました。この選考

委員につきましては、町議会議員の代表の方、それから、町内各種団体の代表として、教育委員の方、社会教育委員長の方、それから文化協会会長の方、それから社会福祉協議会会長の方、それから町内会長連絡協議会の会長の方、それから学識経験者として、掛川市の二の丸美術館の方に委員をお願いをいたしまして、選考委員会を開催をしたわけでございます。

委員から、全国及び森町に貢献した功績は、名誉町民第一号にふさわしい。それから、内閣総理大臣賞や日本芸術院賞などの受賞は、芸術家にとって偉大な功績である。それから、人柄も素晴らしく、遠江総合高校の生徒に講演をしていただくなど、町に対する貢献も大きいといったご意見をいただきまして、委員全員から表彰することに賛成をする意見をいただいております。また、その他の意見といたしましては、名誉町民ということで、次の候補が出てくるのが楽しみであるといった意見や、杭迫氏の功績を知らない町民の皆さまにも周知する機会にもなるということで、森町出身の偉人をもう一度見直す機会にさせていただきたいと言ったご意見をいただいております。以上です。

議 長

(中 根 幸 男 君) 他に質疑はございませんか。

12番、亀澤進君。

12番議員

(亀 澤 進 君) 杭迫柏樹氏の功績は、私も申し分ない、認めるところでございますけど、名前なんですが、杭迫柏樹さんという氏名の横に、括弧書きで「杭迫晴司」と。こちらが本名になるのかなと思うんですけど、この町民名誉賞を与えるに当たって、この本名で渡すのか。それとも、この書家としての名前で渡すのか。その辺りはどのような考え方があるのか、お聞きしたいと思います。

議 長

(中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただ今の亀澤議員のご質問でございますが、議案書にも記載をされておりますように、「杭迫柏樹 (杭迫晴司)」という表記をさせていただいております。この「柏樹」

というお名前は、いわゆる雅号のようなもので、書家としてのお名前。戸籍上のお名前はどうかと言うと、「杭迫晴司」というお名前であるということではありますが、森町名誉町民は森町として初めてのことでありますので、どのような形が良いのか。こういった併記した形が良いのか。町民の方、あるいは一般的に広く知られている「杭迫柏樹」というお名前を用いた方がいいのか。その点については、もう少し検討して参りたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)
議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第45号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)
議長 (中根 幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) ただ今上程されました、議案第45号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を

改正する法律」が令和2年6月に公布され、同法附則第65条により、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」の一部が改正され、消防団員等公務災害補償を受ける権利について、ただし書き規定が削除されたことに伴い、法律の改正に合わせ本条例を改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (中 根 幸 男 君) 日程第7、議案第46号「森町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第46号「森町税条例等の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度地方税制改正に係る関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容について、ご説明申し上げます。

三点ございますが、一点目は、不動産登記の際に住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとして、登記所に申出した場合に、登記所から市町村に通知される書類にその申出が示されるため、町として、納税証明書、固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を交付する場合、住所を表示しない対応を行うものでございます。

二点目は、特定配当所得、特定株式等譲渡所得などの所得について、課税方式を所得税と一致させる措置が講じられるため、申告様式を所得税の確定申告書に統一するものであります。また、扶養親族等申告書について、給与所得者は、生計を一にする配偶

者、公的年金等受給者は、特定配偶者の氏名を記載することとし、所得税の扶養親族等申告書の項目に統一するものであります。

三点目は、住宅借入金等特別税額控除について、入居要件を令和7年まで延長するとともに、住民税の控除期間を令和20年度分まで延長するものであります。

また、第2条の改正は、令和3年度に改正した森町税条例等の一部を改正する条例について、本条例案第1条の改正規定により、字句等の相違が生じるため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は令和5年1月1日から施行しますが、附則第1条第1号及び第2号中に定めた改正規定等は、法律の施行に合わせ、条例附則にてそれぞれ施行日を規定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長

(中根 幸男 君) 日程第8、議案第47号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根 幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長

(太田 康雄 君) ただ今一括して上程されました、議案第47号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度に国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされ、新型コロナウイルス感染症に関して一定の要件のもとに国民健康保険税及び介護保険料の減免を行った場合に

は、保険者に対する財政支援が行われたことから、森町でも減免を実施し、令和3年度も継続しました。更に令和4年度においても、引き続き国からの財政支援が示されたことから、減免措置を継続するため、関係する条例の整備を行うものであります。

両議案とも減免対象となる期間を、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に延長するなど、所要の改正をするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根幸男君) 日程第10、議案第49号「令和4年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第49号「令和4年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174,918千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,163,804千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、1の追加、緊急自然災害防止対策事業でございますが、本補正予算の土木費に計上しております町単独道路改良事業のうち、町道栄泉寺線、本町城下線、赤根円田線の法面对策事業について、緊急自然災害防止対策事業債における道路防災に係る事業として、国から内示である確認結果をいただきましたので、事業費の財源として、緊急自然災害防止対策事業を追加するものでございます。次に、2 変更の公共事業等でございますが、交通安全対策事業(森・天宮地区)及び道路メンテナンス事業(橋梁長寿命化)に係る交付金等について、見

込額を上回る内示額をいただきましたので、追加事業費の財源として、公共事業等の限度額を増額する変更でございます。また、公営住宅建設事業でございますが、社会資本整備交付金(地域住宅計画事業)につきまして、見込を上回る内示額をいただきましたので、追加事業費の財源として、公営住宅建設事業の限度額を増額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項1目、一般管理費837千円につきましては、先の議案において同意を賜りました杭迫柏樹氏への森町名誉町民の授与及び授与式を開催するための経費でございます。

5目、財産管理費1,000千円につきましては、3月31日から4月3日にかけて葛城ゴルフ倶楽部で行われた、ヤマハレディースオープン葛城の大会運営に対する協力への感謝として、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社から寄附を受けましたので、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

4項1目、戸籍住民基本台帳費475千円につきましては、これまで国から貸与されていたマイナポイント申込支援用のタブレット端末を8月中に国へ返却するため、代替のタブレット端末を各自治体で調達する必要が生じました。よって、今回タブレット端末3台分の使用料を計上するものでございます。なお、当該経費につきましては全額、マイナポイント事業費補助金が措置されることを申し添えます。

11・12ページ、3款2項1目、児童福祉総務費13,100千円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事務費3,100千円及び(その他世帯分)給付事業費10,000千円でございます。これは、国が「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するものでございまして、対象と

なる世帯のうち、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への給付は、町が実施主体となるため、補正をお願いするものでございます。給付額は1人あたり5万円で、7月下旬から給付を行う予定で、対象児童数を令和3年度実績より200人と見込んでおります。なお、ひとり親世帯分につきましては、県が実施主体となり、6月30日から給付が行われる予定で、対象児童数を令和3年度実績より165人と見込んでおります。

4款1項2目、予防費38,000千円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5,500千円につきましては、4回目接種に係る接種体制の確保のための従事職員の時間外手当、消毒剤等の購入のための消耗品費、会場案内などを委託する人材派遣委託料、障害者手帳をお持ちの方や生活保護を受けている方及び要介護3から5の認定を受けた方が、集団接種会場や、町内外のかかりつけ医でワクチン接種を受けるために利用する送迎タクシー使用料などの経費でございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業32,500千円につきましては、4回目接種を森町病院やその他の医療機関で実施するための町内外の医療機関への接種委託料と公立森町病院への接種負担金でございます。なお、4回目接種の対象者につきましては、3回目接種終了後5か月以上経過した60歳以上の方と、基礎疾患を有する18歳以上の方とされております。

13・14ページ、3項1目、水道総務費1,000千円につきましては、飲料水供給施設整備費補助金について、当初予算を超える要望をいただきましたので、当初予算と同額を追加するものでございます。

15・16ページ、8款2項3目、道路新設改良費84,480千円のうち、町単独道路改良事業50,500千円につきましては、町道栄泉寺線法面对策として行う町道改築工事30,000千円及び補償費2,000千円と、町道本町城下線及び町道赤根円田線の法面对策に伴う測量設計業務委託料18,500千円でございます。また、交通安全対策

事業（森・天宮地区）33,980千円につきましては、交通安全対策事業費補助金を受け実施する交通安全対策事業（森・天宮地区）について、当初見込額を上回る補助金の内示をいただきましたので、事業費を追加し、事業の進捗を図るものでございます。

4目、橋梁維持改良費8,800千円につきましては、道路メンテナンス事業費補助金（橋梁長寿命化）を受け実施する橋梁メンテナンス事業（橋梁長寿命化）で、当初の見込額を上回る補助金の内示をいただきましたので、事業費を追加し、160号橋のひび割れ補修工と、河原橋の橋脚補強工を実施するものでございます。

5項1目、住宅管理費17,700千円につきましては、社会資本整備交付金（地域住宅計画事業）を受け実施する森山1団地外壁改善事業について、当初見込額を上回る交付金の内示をいただきましたので、事業費を追加し、事業の進捗を図るものでございます。

17・18ページ、10款6項3目、文化振興費9,088千円につきましては、この度、杭迫柏樹氏より自身の作品等について町への寄附の申出がございました。このため、作品等を京都市から森町へ輸送するための運搬費等の経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目、衛生費国庫負担金32,500千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国の負担金でございます。

2項1目、総務費国庫補助金475千円につきましては、マイナポイント申込支援端末使用料に対する国の補助金でございます。

2目、民生費国庫補助金13,180千円のうち、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業費補助金1,310万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事務費及び給付事業費に対する国の補助金でございます。

3目、衛生費国庫補助金5,200千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対する国の補助金でございます。

4目、土木費国庫補助金25,200千円のうち、社会資本整備総合交付金2,496千円につきましては、森山1団地外壁改善事業に対する交付金でございます。道路事業費補助金4,015千円につきましては、橋梁長寿命化に対する補助金でございます。交通安全対策事業費補助金18,689千円につきましては、交通安全対策事業(森・天宮地区)に対する補助金でございます。

18款1項3目、教育費寄附金1,000千円につきましては、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社からの寄附金でございます。

20款1項1目、繰越金15,863千円は、財源調整としての計上でございます。

7・8ページ、22款1項6目、土木債81,500千円のうち、公共事業等債16,800千円につきましては、交通安全対策事業(森・天宮地区)に対する財源として13,800千円及び道路メンテナンス事業(橋梁長寿命化)に対する財源として3,000千円の計上でございます。公営住宅建設事業債15,200千円につきましては、森山1団地外壁改善事業に対する財源として計上するものでございます。緊急自然災害防止対策事業債49,500千円につきましては、町道法面对策事業に対する財源として計上するものでございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 (中根幸男君) 日程第11、議案第50号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第50号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,119千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,148,849千円とするものであります。

国民健康保険の財政運営は都道府県が行っており、森町国民健康保険で支払った保険給付費につきましては、その全額を県の保険給付費等交付金で賄っております。この度、本年2月の診療報酬が確定したことによる保険給付費の精算に伴い、国民健康保険団体連合会より返還を受ける保険給付費等交付金を県に返還するため、補正予算を計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款1項3目、償還金5,119千円につきましては、精算に伴い保険給付費等交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、8款3項6目、雑入5,119千円につきましては、精算に伴う国民健康保険団体連合会からの返還金でございます。

以上が、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 日程第12、議案第51号「太田川原野谷川治水水防組合の解散について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただ今上程されました、議案第51号「太田川原野谷川治水水防組合の解散について」提案理由の説明を申し上げます。

太田川原野谷川治水水防組合は、昭和32年、当時の流域2市5

町4村にて設立され、現在に至るまで、二級河川太田川及び原野谷川流域の治水水防活動の支援を行ってまいりました。

設立当初と現在を比較すると、各市町における防災体制の強化や連絡通信技術の進歩、更には、広域連携体制の新たな枠組構築など、組合を取り巻く情勢は大きく変化し、これまで組合が担ってきた治水水防活動の支援は、現在、新たな形、体制により、強化・推進されているところでございます。

このような状況を踏まえ、昨年度から組合議会において、組合の今後のあり方について議論が重ねられ、その結果、令和4年2月に行われた組合議会定例会全員協議会において、「当組合は、設立当初の役割は十分に果たしたといえ、今後は、新たな体制により治水水防活動をより円滑かつ効率的に実施することが可能であり、当組合は、解散することが望ましい。」という方針が示されました。

本案は、組合議会の方針を踏まえ、令和5年3月31日をもって組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第13、議案第52号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第52号「建設工事変更請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本変更請負契約は、令和3年度森町公共下水道事業森地区枝線管渠築造工事(第5工区)で、令和3年9月21日に周智郡森町森

861番地の4を所在地とする、倉見建設株式会社 代表取締役
倉見正一と契約いたしましたが、掘削地盤の土質が岩盤であり、
岩盤掘削に使用する機器等に変更の必要が生じたため、当初の契
約金額4,488万円に2,365万円を増額し、変更後の契約金額を6,85
3万円とするものであります。

主な変更内容でございますが、岩盤掘削に使用するコンクリー
トブレーカー等の機械器具及び工事期間中の交通誘導警備員の追
加計上等であります。

なお、工期につきましては、令和4年3月14日付けで令和4年
8月10日まで延長しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の
程お願い申し上げます。

議 長

(中根 幸男 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月13日午前9時30分、本会議を開き、条例・補正予算・
一般議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前10時41分 散会)